

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		1		2						3	4					5						7	8				9						10				11		12	13			
		(項)	(事項)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)
		道路事業調査請費に必要な経費(主要経費42)(新規)																																											

所管：国土交通省		会計：一般会計		組織又は勘定：国土技術政策総合研究所																																																							
政策評価調査番号	政策評価の対象	概算要求書		1				2				3				4				5				6				7				8				9				10				11				12				13							
		(項)	(事項)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)												
	×		国土技術政策総合研究所共通費																																																								
			国土技術政策総合研究所に必要な経費																																																								
	×		国土技術政策総合研究所施設費																																																								
			国土技術政策総合研究所施設整備に必要な経費																																																								
41	●		技術研究開発推進費																																																								
			社会資本整備関連技術の試験研究等に必要な経費																																																					●			
	×		治水海岸事業工事諸費																																																								
			治水海岸事業工事諸費に必要な経費(主要経費41)(新規)																																																								
	×		道路整備事業工事諸費																																																								
			道路整備事業工事諸費に必要な経費(主要経費42)(新規)																																																								
	×		港湾空港整備事業工事諸費																																																								
			港湾空港整備事業工事諸費に必要な経費(主要経費43)(新規)																																																								
	×		都市環境整備事業工事諸費																																																								
			都市環境整備事業工事諸費に必要な経費(主要経費44)(新規)																																																								

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。
●については政策評価の対象となっているもの
◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

所管：国土交通省		会計：一般会計		組織又は勘定：海難審判所																																									
政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書																																											
		(項)	(事項)		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13																
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)
	×	海難審判所共通費																																											
		海難審判所の運営に必要な経費																																											
18	●	海難審判費																																											
		海難審判に必要な経費																																											

注) 「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。
 ●については政策評価の対象となっているもの
 ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
 ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:国土交通省

会計:自動車安全特別会計

組織又は勘定:空港整備勘定

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		5						6					8			
		(項)	(事項)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(27)	(28)	(29)
			空港等整備事業工事諸費に必要な経費															
24	◆		収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入															
			一般会計へ繰入れに必要な経費										◆					
24	◆		国債整理基金特別会計へ繰入															
			国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費										◆					
24	●		東日本大震災復興航空路整備事業費															
			東日本大震災復興航空路整備事業に必要な経費										●					
27	●		地域公共交通維持・活性化推進費															
			地域公共交通の維持・活性化の推進に必要な経費(新規)												●			
	×		予備費															
			予備費															

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書																																															
		(項)		(事項)		1		2						3		4				5						6				7		8				9						10				11		12	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)				
22	◆	道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入																																															
		道路整備事業の財源の社会資本整備事業特別会計道路整備勘定へ繰入れに必要な経費(主要経費4.2)(前年度限り)																																															
24	◆	空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入																																															
		空港整備事業の財源の自動車安全特別会計空港整備勘定へ繰入れに必要な経費(新規)																																															
24	◆	北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入																																															
		空港整備事業の財源の自動車安全特別会計空港整備勘定へ繰入れに必要な経費(新規)																																															
24	◆	離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入																																															
		空港整備事業の財源の自動車安全特別会計空港整備勘定へ繰入れに必要な経費(新規)																																															
25	●	都市再生・地域再生整備事業費																																															
		都市再生・地域再生整備事業に必要な経費																																															
32	●	建設市場整備推進費																																															
		建設市場の環境整備の推進に必要な経費																																															
34	●	国土調査費																																															
		国土調査に必要な経費																																															
37	●	国土形成推進費																																															
		総合的な国土形成の推進に必要な経費																																															
37	●	社会資本総合整備事業費																																															
		社会資本総合整備事業に必要な経費																																															
39	●	離島振興費																																															
		小笠原諸島の振興開発に必要な経費																																															
39	●	離島振興事業費																																															
		治山事業に必要な経費(主要経費4.1)(新規)																																															
		水道施設整備に必要な経費(主要経費4.5)																																															
		水産基盤整備に必要な経費(主要経費4.6)																																															
		農山漁村地域整備事業に必要な経費(主要経費4.6)(新規)																																															
		社会資本総合整備事業に必要な経費(主要経費4.7)																																															
		奄美群島社会資本総合整備事業に必要な経費(主要経費4.7)																																															
40	●	北海道開発事業費																																															
		治山事業に必要な経費(主要経費4.1)																																															
		河川整備事業に必要な経費(主要経費4.1)(新規)																																															
		維持管理に必要な経費(主要経費4.2)(新規)																																															
		港湾事業に必要な経費(主要経費4.3)(新規)																																															
		水道施設整備に必要な経費(主要経費4.5)																																															
		農業生産基盤保全管理・整備事業に必要な経費(主要経費4.6)																																															

所管：国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛会計：東日本大震災復興特別会計		組織又は勘定：国土技術政策総合研究所																																														
政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書																																														
		1		2						3		4				5				6				7				8				9				10				11		12	13					
	(項) (事項)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)			
41	●																																															
	●																																															
	×																																															

注) 「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。
 ●については政策評価の対象となっているもの
 ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
 ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

所管：国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛会計：東日本大震災復興特別会計		組織又は勘定：地方整備局																																																						
政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書																																																						
		1				2				3				4				5				6				7				8				9				10				11				12				13						
	(項) (事項)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)											
	×																																																							
	×																																																							
	×																																																							
	×																																																							
	×																																																							
	×																																																							

注) 「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。
 ●については政策評価の対象となっているもの
 ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
 ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

所管：国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛会計：東日本大震災復興特別会計		組織又は勘定：海上保安庁																																																	
政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書																																																	
		1		2						3		4						5						6						7		8				9				10				11		12		13			
	(項) (事項)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)						
18	● 船舶交通安全及海上治安対策費																																																		
	船舶交通安全及び治安対策に必要な経費																																																		
18	● 船舶建造費																																																		
	船舶建造に必要な経費																																																		
18	● 航路標識整備事業費																																																		
	航路標識整備事業に必要な経費																																																		
	× 航路標識整備事業工事諸費																																																		
	航路標識整備事業工事諸費に必要な経費																																																		
	× 海上保安官署施設費																																																		
	海上保安官署施設整備に必要な経費(前年度限り)																																																		

注) 「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。
 ●については政策評価の対象となっているもの
 ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
 ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)